就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める場合） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　保育所に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市の教育委員会が行う場合 二　都道府県知事又は指定都市の長が、前号に規定する事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づき当該都道府県又は指定都市の教育委員会の職員が補助執行を行っていることその他の当該都道府県又は指定都市における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県又は指定都市の教育委員会が認定こども園の認定を行うことが適当と認めてその旨を定めた場合 （法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの） **第四条**　法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事（同条第一項に規定する指定都市所在施設（以下単に「指定都市所在施設」という。）である幼稚園若しくは保育所等又は同条第三項に規定する連携施設（以下単に「連携施設」という。）については、当該指定都市の長。第七条第一項第一号、第二十八条第一号及び第二十九条第二号において同じ。）（法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県又は指定都市の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県又は指定都市の教育委員会。第二十八条及び第二十九条において同じ。）が法第三十条第三項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。 2　［略］ （法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合） **第七条**　法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域（指定都市の長が法第三条第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定	（法第三条第一項の主務省令で定める場合） **第三条**　［同上］ 一　保育所に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合 二　都道府県知事が、前号に規定する事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づき当該都道府県の教育委員会の職員が補助執行を行っていることその他の当該都道府県における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行うことが適当と認めてその旨を定めた場合 （法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの） **第四条**　法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事（法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県の教育委員会。第二十八条及び第二十九条において同じ。）が法第三十条第三項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。 2　［同上］ （法第三条第七項ただし書の主務省令で定める場合） **第七条**　法第三条第七項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この条及び第二十二条第一項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・